

宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成20年6月3日

宮城県監査委員 畠山和純  
宮城県監査委員 袋正  
宮城県監査委員 遊佐勘左衛門  
宮城県監査委員 谷地森涼子

- 1 監査委員の報告日  
平成20年3月27日
- 2 通知のあった日  
知事 平成20年5月12日  
教育委員会委員長 平成20年4月30日
- 3 措置の内容  
(別紙措置状況を添付)

平成19年度行政監査の結果・意見に対する措置状況

補助金等の名称	結果・意見の概要	措置の内容
<p>1. 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金</p>	<p>イ 県は、交付先である対策協議会に対して、その下部組織である地権者会等の事業内容及び収支状況について、実績確認することを指示していなかった。また、対策協議会は補助金の活用方法について、各地権者会に十分な指導をしていなかった事実が認められた。</p> <p>その結果、対策協議会では、各地権者会から事業報告書・収支決算書の提出は受けていたものの、具体的に用途の確認をしていなかったほか、研修視察を実施した地権者会がある一方で、役員会・総会の開催だけの地権者会もあり、地権者会によって補助金の用途に差が出ていた。</p> <p>県は、地方自治法第221条第2項の規定に基づき、補助金の最終の受領者に対して、その状況を調査し又は報告させ、補助金の適正執行を図る必要がある。</p> <p>ロ 県は、その最終の受領者たる地権者会の収支状況を把握していなかったため、それぞれの地権者会に41万円・30万円・19万円余りの繰越金があるにもかかわらず、対策協議会に当該補助金を概算払した事実が認められた。</p> <p>概算払は例外的な支払い方法であることから、県は、交付先で概算払を必要とする理由を明確にし、交付先(最終の受領者を含む。)の財務状況を把握した上で、概算払を適宜適切に行う必要がある。</p>	<p>鳴瀬川水源地域活性化対策協議会から補助金が交付される団体の事業計画書、実績報告書及び支出証拠書類を提出するよう補助金交付要綱を改正し、支出内容や妥当性を確認できるようにした。</p> <p>支出内容や執行計画の確認を行い、補助金の適切な執行を図るよう、地権者会と調整を行っていく。また、概算払については、必要が生じた場合に適宜適切に行うように改善していく。</p>
<p>2. みやぎ新しいまち・未来づくり交付金</p>	<p>イ 実績確認の方法が、現地確認を実施した地方振興事務所と書類調査だけ行った地方振興事務所があるほか、調査項目及び調査書様式も様々であった。</p> <p>同じ名称・目的の交付金であることから、市町村課で共通する調査項目及び調査様式を統一的に示すのが望ましく、併せ</p>	<p>平成20年4月18日に開催された平成20年度第1回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所(地域事務所)地方振興部商工・振興(第一)班長に対して、平成19年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。</p>

	<p>て、地方振興事務所とともに交付先の事業内容を勘案した調査項目を加えるなど、確認調査の精緻化を図る必要がある。</p> <p>今回実施した監査においては、気仙沼地方振興事務所が実施した現地確認では、町内の公共施設には行っていない。確認した内容は、町の支出伝票で支払いの事実と、町の検査復命書添付の写真等による機器の存在であった。</p> <p>監査委員が必要と考える実績確認は、役場内の情報センターと小中学校に配置されたパソコンとが、高速ネットワークで情報を交換できたかどうかである。</p> <p>県には、交付先での経理処理を確認するのはもちろんのこと、事業内容に則した実績確認を求めるものである。</p>	<p>あわせて平成 20 年 4 月 23 日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記 2）のとおり通知し、周知徹底を図った。</p>
	<p>ロ 「みやぎ新しいまち・未来づくり交付金」の交付要綱に、取得した財産の管理・処分等に関する条項を設けていない。</p> <p>県民の視点に立った場合、県が交付先で目的に合った使われ方をしているかを確認することは当然のことであり、職員は交付金の財源が“税金”であることを念頭に置き、その用途や有効性をしっかり確認することを望むものである。</p>	<p>平成 20 年 4 月 18 日に開催された平成 20 年度第 1 回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所（地域事務所）地方振興部商工・振興（第一）班長に対して、平成 19 年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。</p> <p>あわせて平成 20 年 4 月 23 日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記 1）のとおり通知し、周知徹底を図った。</p>
	<p>ハ 市町村課では、通知文を発送したことをもって職責を果たしたとする意識がうかがわれた。地方振興事務所に通知した内容がどのように処理されたか、必要に応じて把握しておくことが望まれる。</p>	<p>平成 20 年 4 月 18 日に開催された平成 20 年度第 1 回地方振興担当班長会議の席上で、各地方振興事務所（地域事務所）地方振興部商工・振興（第一）班長に対して、平成 19 年度行政監査報告書の結果・意見の内容について説明し、措置を講じるよう周知した。</p> <p>あわせて平成 20 年 4 月 23 日付けで関係地方振興事務所（地域事務所）長あて別紙写し（記 3）のとおり通知し、周知徹底を図るとともに、関係地方振興事務所（地域事務所）の実績確認の状況を確認することとした。</p>

<p>3. 財団法人宮城県体育協会活動費補助金「スポーツ選手強化対策費」</p>	<p>イ スポーツ健康課が行っている“二重チェック”には、過去の反省から不正受給を見逃さないという決意は感じられるが、各競技団体に対する現地調査がおろそかになり、担当職員の事務量だけが增加する結果となっている。</p> <p>県には、確認調査の精度を確保しながらも、事務の簡素化・効率化も考慮した調査方法の見直しを適宜検討するよう求めるものである。</p> <p>ロ 県体協には各種目のアマチュアスポーツ団体が加盟しており、団体によって全国でのランキングや上位と位置づける大会が違うなど、考え方は多様である。</p> <p>補助効果測定の指標を国体での順位のみに限らず、各団体ごとの目標達成度を考慮した指標を設定するなどその成果を県民に説明できるよう検討を求めるものである。</p> <p>ハ 県のスポーツ振興に関する方針が補助金の配分に反映されること、併せて補助金の財源が“税金”であることを、改めて各団体に認識されるような指導を望むものである。</p>	<p>全国的には愛媛県（水泳競技・陸上競技）や茨城県（カヌー競技）で選手強化費補助金の不正受給が発生しており、県としては、二重チェックの全廃ということではなく、毎年度、対象団体の1/3程度を抽出検査し、適正な事務執行がなされているか確認してまいりたい。</p> <p>なお、現地調査については補助対象経費が宿泊料・交通費・使用料・競技用消耗品（事前承認）であることから、従前から実施している領収書の確認に加え、実施状況写真の提出を求めることにより、適正な事務執行がなされているかどうかの確認が可能であると考えている。</p> <p>宮城県スポーツ振興基本計画において常に国体で10位台の成績を獲得することを目標としていることから、国体成績を効果指標にしている。</p> <p>しかしながら、他大会等（国際大会・日本選手権大会）もあることから、国体成績を基本指標としながらも、各競技団体に毎年度、自らの目標指標を設定させ、その効果を県民に示すことができるよう各競技団体と調整を図ってまいりたい。</p> <p>前述のとおり、常に国体成績10位台を目標としていることから、全体の競技力向上に努めているところであるが、特に強化を必要とする競技については、トレーニングセンター事業を通じて実施することとする。</p> <p>なお、税金を原資とする補助金の趣旨については、毎年度開催されている各競技団体事務局長会議で周知徹底を図ってまいりたい。併せて、目標指標の設定についても要請してまいりたい。</p>
<p>4. みやぎ青年育成推進事業「青年活動活性化モデル事業補助金」</p>	<p>青少年課に当該補助金の効果測定の指標はなく、各グループが企画運営したイベントの開催及びその過程をもって「補助の効果があった」と考えている面が見られた。</p> <p>しかし補助の目的は、あくまで「青年リーダーの育成」である。</p>	<p>御指摘のとおり補助の目的は「青年リーダーの育成」にある。当課においても、事業の効果を測定する指標の必要性は十分に認識しているので、目標とする青年リーダー像や地域における青年を取り巻く環境、そして目的実現ための手法など、多方</p>

	<p>イベントが開催できなくても、補助の目的を遂行することは可能であり、その効果を測定するためには何らかの指標を設けなければならない。</p> <p>県は、補助効果測定のための指標設定を徹底する必要がある。</p>	<p>面にわたり総合的に事業内容の再検証を行い、補助効果がわかりやすい事業とするよう努力していく。</p>
<p>5. 市町村振興総合補助金「全般」</p>	<p>イ 今回の監査により、関係各機関に市町村振興総合補助金制度に対する理解や取り組み姿勢にかなり相違がみられたことと、各機関の連携や意志の疎通に大きな問題があった。</p> <p>監査委員としては、市町村振興総合補助金の制度導入の主旨に立ち返り、地域振興課と地方振興事務所はもとより、メニュー事業担当課を含めた本庁各課と地方機関との連携と意志の疎通を一層強化することを強く望むものである。</p> <p>ロ 交付要綱・実施要領・確認実施要領を定め、適正に運用を図っているものの、現実に補助金不正受給事件が発生している。美里町で発生した事件の原因を考えれば、事業成果物の確認が不十分であったと言わざるをえない。</p> <p>監査委員としては、確認調査は現地・現物の確認を原則とすることを県に強く求める。</p> <p>さらに、確認調査の手法を適宜見直し、例えば抜き打ちで現地調査を行うなど、交付先に緊張感を持たせて不正受給の根絶に向けた対策を講ずるべきである。</p> <p>ハ 市町村に対して、通常、補助事業の指導・助言を行っている職員が確認調査を行っている状況が認められたが、一人で確認</p>	<p>平成 20 年 2 月に庁内各メニュー事業担当課総括補佐会議を開催し、メニュー事業担当課の役割を再確認し、メニュー事業担当課と地方機関との連携をなお一層緊密にするよう要請したところである。</p> <p>今回の監査の意見を受け、平成 20 年 4 月開催の企画部部課長・公所長会議において、監査結果を報告するとともに、改めて制度導入の主旨を踏まえて各メニュー事業を所管する地方機関とこれまで以上に意思疎通を図り、補助金の効果を最大限に引き出すよう周知した。また、4 月の市町村振興総合補助金担当者説明会においても、庁内メニュー事業担当課、地方振興事務所・同地域事務所地方振興部及び各メニュー事業を所管する地方機関に対し、緊密な連携を要請した。</p> <p>今後も宮城県市町村支援本部及び地方支部の会議を通じ、情報の共有化を図るなど意思の疎通を一層強化していく。</p> <p>平成 20 年 4 月に確認調査実施要領を改正し、成果物等は現物又は完成写真等により確認することなど、確認事項を明確に規定し、必要に応じて完成写真の添付を求めることとした。</p> <p>また、確認調査実施要領では、通常の確認調査とは別に、地域振興課による抽出調査を実施することができるとの規定を設けているところであり、今後はこれを活用するなどして厳正に対処していく。</p> <p>平成 20 年 4 月に確認調査実施要領を改正し、確認調査に当たって、必ず確認すべき項目を個々のメニュー事業ごとに具体</p>

	<p>業務を行った場合に、その事業効果を公正に評価できるのか、客観性・中立性に疑問があった。</p> <p>県には、補助事業の実績確認は複数の職員によって多角的な視点で行うことを望むものである。人的制約などから技術系職員だけで確認業務を行う場合でも、会計処理に関する確認項目・着眼点等を指示しておくなど、確認業務の中立性確保と精緻化を求めるものである。</p>	<p>的に明記したほか、証憑書類や成果物等について、最低限確認すべき項目を共通指定様式に明記したところである。また、事業の規模・内容等により、必要に応じて複数の職員による確認調査も実施していく。</p>
	<p>二 地方振興事務所では、実績確認業務の時期と新規申請の内容審査の時期が重なり、業務が非常に煩雑化している実態が認められた。</p> <p>監査委員としては、実績確認に重点を置く事後確認型にシフトすることの検討を求める。</p> <p>県が実績確認をしっかりやる、また、その姿勢を市町村に示すことで、不正受給を抑止する効果を期待するものである。</p>	<p>不正受給抑止については、平成20年4月に確認調査実施要領を改正し、実績確認事項の明確化や間接補助事業に係る確認調査方法の見直しなどの改善を行い、事務の精緻化及び効率化を図ったところである。</p> <p>今後も、市町村の主体性促進、事務の効率化等の制度の基本スタンスを尊重しつつ、必要に応じて事務手続きの見直しを行っていく。</p>
<p>6. 市町村振興総合補助金「市町村地域福祉おこしモデル事業」交付先：多賀城市</p>	<p>イ 今回の監査においては、担当した2公所も市町村振興総合補助金の要綱・要領に従って処理していたにもかかわらず、結果として、当該補助金の一部が有効に使われなかった。</p> <p>県は、市町村振興総合補助金制度の主旨を踏まえ、“県”という一つの組織として地方機関同士で緊密な連携を図り、補助金の効果を最大限に引き出すように努める必要がある。</p>	<p>監査での指摘を受け、仙台地方振興事務所では、市町村から変更承認申請等の連絡を受けた場合は、その都度速やかに保健福祉事務所に連絡するよう改善したところである。</p> <p>さらに、遺漏のないよう、連絡は文書で行い、連携を図っている。</p> <p>なお、事業の進行管理にも注意を払い、市町村に対して、随時、執行状況の確認を行っているところである。</p>
	<p>ロ 仙台保健福祉事務所では、市町村振興総合補助金制度創設により補助金に関する交付決定等の権限がなくなり、審査・確認に要する予算的措置がなくなった。また、このメニュー事業以外で、これまで本庁で行っていた業務が移管され、人的に余裕がなくなっている状況が認められた。</p> <p>これに対し地域振興課では、「確認業務に経費はかからない。」として、地方機関の事務改善に努力した様子は見られなかった。</p>	<p>地域振興課では、制度のあり方・運用に関する課題、問題点等について、毎年市町村に対するアンケート調査や地方振興事務所担当者との意見交換等で詳しく聴き取りを行い、事務の改善の参考としている。</p> <p>今後も市町村や地方機関の意見を考慮し、地方機関の業務がより円滑に行われるよう、制度の改善に努めることとする。</p> <p>仙台保健福祉事務所では、当該補助金制度における事務所の役割を踏まえて、市町村及び県の関係課・所等との意思疎通と</p>

	<p>監査委員としては、地域振興課にあっては、地方機関の声を真摯に受けとめ、地方機関での業務遂行をしやすいように努力すべきであると考え。</p> <p>他方、仙台保健福祉事務所にあっては、本庁主務課または仙台地方振興事務所からの“頼まれ仕事”という意識を排し、市町村で補助事業の効果を最大限に引き出すように鋭意努力するとともに、不正を見逃さない確認調査の実施を求めるものである。</p>	<p>緊密な連携を図り、補助金の効果が最大限に引き出されるよう、より一層努力する。</p> <p>また、実績確認調査については、平成 20 年 4 月に改正された確認調査実施要領に則り実施し、事業の規模・内容等により必要に応じて現地調査を実施することとする。</p>
<p>7. 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業（自主防災組織育成事業）」交付先：東松島市</p>	<p>事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。</p> <p>県は、市町村振興総合補助金確認調査実施要領第 4 で、「その他の項目については、本庁のメニュー事業担当課が地方機関と調整の上、定めるものとする。」としているが、石巻地方振興事務所では共通確認事項だけによる確認調査を実施していた。</p> <p>確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。</p>	<p>事業採択の可否判断を行う事業要望の段階から、事業実施後の確認調査の段階まで、メニュー事業担当課と地方機関との情報の共有化を図りながら、連携を一層強化し、確認調査の精緻化に努めていく。</p>
<p>8. 市町村振興総合補助金「魅力ある地域づくり事業（地域一体まちづくり推進事業）」交付先：東松島市</p>	<p>イ 事業内容が市町村の提案によるものであるから、実績確認にはその内容に応じた確認項目が必要と思われる。</p> <p>県は、市町村振興総合補助金確認調査実施要領第 4 で、「その他の項目については、本庁のメニュー事業担当課が地方機関と調整の上、定めるものとする。」としているが、石巻地方振興事務所では共通確認事項だけによる確認調査を実施していた。</p> <p>確認調査は制度上、地方機関が行うことになっているが、本庁のメニュー事業担当課には、これまで以上に地方機関と連携して確認調査の精緻化を図ることを求めるものである。</p>	<p>事業採択の可否判断を行う事業要望の段階から、事業実施後の確認調査の段階まで、メニュー事業担当課と地方機関との情報の共有化を図りながら、連携を一層強化し、確認調査の精緻化に努めていく。</p>

	<p>□ 当該事業の補助効果の指標を石巻地方振興事務所では、「地域活性化」としており抽象的であったので、間接的・部分的な効果を示すと考えられる指標を設定し、できるだけ補助効果の明確化を図る必要があるほか、地域住民の組織が活動を継続しているか、調査することを望むものである。</p>	<p>本事業の目的は「自助・自立の組織育成を図り、地域計画の策定を目指すこと」であるが、間接的・部分的な効果として、「まちづくり委員会」の設置状況、開催状況、委員会での議論等を検証することにより、補助効果の明確化を図っていく。</p> <p>また、当該事業は平成19年度にも補助事業として実施していることから、平成19年度の当該補助金の確認調査の実施時に改めて活動状況を調査する。</p>
<p>9. 市町村振興総合補助金「地域産業振興事業（気仙沼産水産物ブランド化推進事業）」交付先：気仙沼市</p>	<p>気仙沼地方振興事務所地方振興部は、同水産漁港部が作成した確認調査復命書を受領していたが、記載内容の確認が十分だったとは言えなかった。</p> <p>地方振興部では、水産漁港部が作成した書類の記載内容を精査し、必要に応じて補充調査を指示するなど、補助金の確認に関して主導的な役割を果たすことを望むものである。</p>	<p>確認に当たっては、收受した書類の記載内容をよく確認して再発防止を図るとともに、地方振興部が主導的な役割を果たしていく。</p> <p>また、気仙沼地方振興事務所および気仙沼保健福祉事務所の事業担当者を対象とした市町村振興総合補助金事務にかかる研修会を平成20年4月23日に開催した。今後もメニュー事業担当課・所と緊密な連携を図り、事務処理の水準の向上を図っていく。</p>